



メタセコイア

梶 税務 経営 ニュース



編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日 24日・振替休日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月17日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月1日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 12月1日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 12月1日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

税を考える週間 税の役割や意義を理解し、納税意識を高めることを目的とした啓発活動が「税を考える週間」です。毎年この時期には各地で税に関する様々な広報イベントや講演会が開かれるほか、児童・生徒から募集した税に関する作文や書道、標語などの作品展・表彰式、税務行政への功労者に対する納税表彰なども行われます。

インボイスの交付 迷いやすいポイント



消費税のインボイス制度が始まって2年が経過しました。経済活動の形態はさまざまであることから、この間にも事業者等からは数々の質問が国税庁に寄せられています。今回は、これらの質問より国税庁が新たに取扱いを示したものを中心に、消費税のインボイス制度について取り上げます。

消費税のインボイス制度

初めに、消費税の仕組みとインボイス制度について簡単に

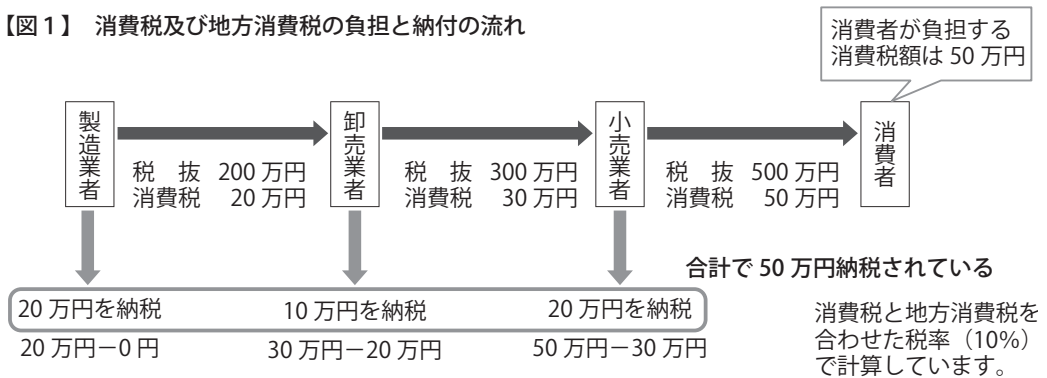
さらいします。

消費税は、商品や製品の販売、サービスの提供などに課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。生産や流通などの各取引段階で二重三重に課税されて、税が累積しない仕組みが採られています。具体的には、課税売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」）して、納税額を計算します。【図1参照】

仕入税額控除をするためには、その金額が正しいことを確認できるよう、適格請求書（以下「インボイス」）の保存が必要になります。インボイスは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、一定の事項が記載された書類やデータをいいます。請求書に限らず、所定の事項が記載された書類であれば、領収書や納品書などの名称を問わず、インボイスになります。

インボイス制度は、令和5年10月1日からスタートし、それ以降はインボイスがない仕入れや経費については、原則として

【図1】 消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



仕入税額控除ができません。ただし、一定の経過措置が設けられています。

インボイスの交付に係る 金銭的負担

インボイスの交付については、書面だけではなく電子データにより提供することも認められています。インボイスを電子データで提供することとしている事業者が、書面でのインボイスの交付を求められた場合に、相手方に手数料の負担を求めることは、問題があるのでしょうか。

その手数料などが、印刷代のように書面の発行などの事務負担等に係る費用として社会通念上相当と認められるものである場合には、直ちに問題とはなりません。ただし、取引の相手方に対して取引上の地位が優越しているような場合に、著しく高額な手数料などの負担を求めることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上の問題となる可能性があります。

なお、受領する手数料等は「書面によるインボイスの交付」という課税資産の譲渡等の対価に

該当しますので、その手数料等についてもインボイスの交付義務が生じます。

インボイスの再発行

インボイスの発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じてインボイスを交付する義務が生じます。商品などの販売時にインボイスを交付している場合、後日再交付を求められても、改めて交付する義務はありません。

一方で、インボイスを取引の相手方に一度も交付していない場合で後日インボイスの交付を求められたときは、インボイスを交付する義務があります。これは、もしレジシステムの仕様などにより一定期間しか発行で



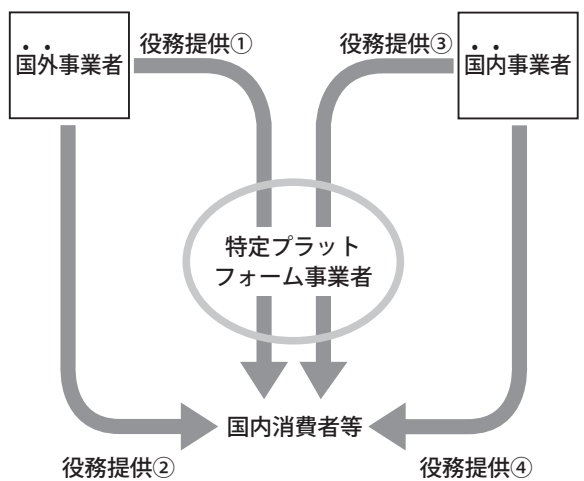
きないとしても、そのことをもって交付義務が免除されることはありません。相手方からの具体的な取引記録が示され、インボイスを交付すべき事情があるなど認められる場合には、手書きによるなど何らかの対応を行う必要があります。

なお、インボイスを交付しようとしたものの顧客が受け取らず物理的な交付ができなかったような場合は、交付したこととして差し支えありません。

プラットフォーム課税

事業者が日本国内の消費者などに対して行うアプリ配信等の電気通信利用役務の提供については、その事業者が国内事業者か国外事業者であるかに係わらず、役務の提供を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。これが令和7年4月1日以後、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務の対価を收受するものについては、その特定プラットフォーム

【図2】 消費税のプラットフォーム課税 国税庁資料より



事業者が役務の提供を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました。これを消費税の「プラットフォーム課税」といいます。【図2参照】

自社が、プラットフォームを介して海外から消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するアプリの配信を受けた場合、そのアプリの配信がプラットフォーム課税の対象とならないときは、国外事業者であるアプリ配信者がインボイスを交付することに

なります。一方、プラットフォーム課税の対象となる場合は、特定プラットフォーム事業者がインボイスを交付することになり、これらのインボイスを保存することで仕入税額控除を行うことができます。特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称や、その事業者に係るデジタルプラットフォームの名称は、国税庁ホームページの「特定プラットフォーム事業者名簿」に公表されています。

改正前後の消費者向け電気通信利用役務の提供に係る申告納税義務者

	役務提供①	役務提供②	役務提供③	役務提供④
改正前	国外事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者
改正後	特定プラットフォーム事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者

合同会社の社員に対する 事前確定届出給与

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない給与から除くものの一つに、事前確定届出給与があります。これは、内国法人が役員に対して支給する給与のうち、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもののうち一定の要件を満たすもので、納税地の所轄税務署長に事前確定届出給与に関する届出書(以下、「届出書」)により届け出ているものです。

届出書の提出期限は、株主総会等の決議により、役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めをした場合におけるその決議をした日、又は、その職務の執行の開始の日のいずれか早い日から1か月を経過する日とされています。

ただし、その1か月を経過する日が「職務執行の開始日」の属する会計期間開始の日から4か月を経過する日後等である場合には、その4か月を経過する日等とされています。

合同会社の業務執行社員は、会社法上「職務執行の開始日」を定める必要がなく、社員となったときからその業務を執行することとなり、その合同会社の社員となった日の属する事業年度の翌事業年度以後の「職務執行の開始日」が明らかではありません。ただ、業務執行社員に支給する役員給与や役員賞与が、前事業年度以前の決算の状況を踏まえた当事業年度の業績見込みを考慮して、前事業年度の決算が確定する定時社員総会において総社員の同意をもって決定をするような手続によるものであれば、その給与や賞与はその定時社員総会から次の定時社員総会までの職務執行の対価と考えられ、職務執行の開始日はその定時社員総会の開催日となると考えられます。届出書の提出期限は、その定時社員総会の開催日から1か月を経過する日となります。

業務に係る雑所得

雑所得は、一定のものを除き、税法上特に内容について定義せず、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得」とされています。

取引を記載し帳簿書類を保存している場合は、概ね事業所得と認められます。記帳や帳簿書類の保存が無い場合は、その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ事業所得と認められる事実がある場合を除き、基本的には業務に係る雑所得に該当することになります。ただし、資産の譲渡は譲渡所得などに区分されます。また、事業と認められるか否かを個別に判断する場合があります。

11月の税務ピックアップ

所得税予定納税額の減額承認申請

所得税の予定納税の義務がある人が、廃業・休業・業績不振などにより、その年の6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合や、その年の10月31日の現況による申告納税見積額が既に受けている減額の承認に係る申告納税見積額に満たないと見込まれる場合に予定納税額の減額を求める手続きを、「予定納税額の減額承認申請」といいます。

廃業・休業・業績不振以外には、災害などで事業用資産などに損害を受けた場合や雑損控除を受ける場合、医療費控除などの控除額が増える場合、扶養控除の対象者が増えた場合なども、申請が可能です。

第1期分及び第2期分の申請はその年の7月15日までに、第2期分のみ及び特別農業所得者の申請は11月15日(今年は11月17日)までに提出が必要です。